

答 申 案 件 の 概 要

件名	生徒の自殺に関する校長間の引継文書についての不開示決定処分に対する異議申立て（答申第8号）						
経緯	開示請求年月日	平成21年5月14日	異議申立て年月日	平成21年7月29日	担当課	開示決定等	県立〇〇高等学校
	開示決定等年月日	平成21年6月2日	諮問年月日	平成21年8月28日		異議申立て	教育庁学校教育課
対象行政文書	前〇〇校長先生より、現在の〇〇校長先生に対して、〇〇の自殺（以下「本件事故」という。）に関して引継ぎがなされた文書（以下「本件対象文書」という。）						
本件処分の内容	不開示決定（不存在） （不開示理由） 前〇〇校長より、現在の〇〇校長に対して、〇〇の自殺に関する文書による引継ぎがないので、保有していないため						
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、本件開示請求に対し「開示する」との決定を求める。						
審査会の結論	青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。						
審査会の判断要旨							
<p><本件対象文書の存否について></p> <p>1 不存在の態様についての実施機関の説明</p> <p>(1) 県立学校長の引継ぎは、青森県立学校職員規程（以下「職員規程」という。）第8条第1項の規定により行われるとともに、校長の引継書類は、同条第2項の規定により定められている。平成〇年3月30日に県立〇〇高等学校校長室で行われた〇〇前校長と〇〇現校長の引継ぎ（以下「本件事務引継ぎ」という。）に係る書類（以下「本件引継書類」という。）の中には、本件対象文書は存在しない。</p> <p>(2) 本件事故に関しては、県立〇〇高等学校の〇〇前校長から〇〇現校長へ口頭で伝えられた。</p> <p>2 本件引継書類の内容について</p> <p>実施機関は、本件引継書類の中には、本件対象文書は存在しない旨述べている。そこで、当審査会が実施機関に対して、<u>本件引継書類の提示を求め、その内容を見分したところによると、同引継書類には、本件事故に関する情報は記載されておらず、実施機関の説明どおり、同引継書類は、本件対象文書には該当しないと認められる。</u></p> <p>3 本件対象文書の作成の有無について</p> <p>(1) 本件開示請求に係る開示請求書の記載を踏まえると、本件対象文書は、校長間で行われた、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書であると解される。このため、<u>本件事務引継ぎにおいて、本件引継書類とは別に、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書が作成されているかどうかについて、以下検討する。</u></p> <p>(2) 当審査会が調査したところによると、関係法令等において、職員規程第8条第2項により定められている引継書類とは別に、例えば、個別事案に関する引継書などの作成を義務付けた規定は存在しない。</p> <p>(3) 当審査会が実施機関に対して、校長間で事務引継ぎを行う場合に、職員規程第8条第2項に定める引継書類とは別に、文書を作成することがあるのかどうか説明を求めたところ、実施機関は、<u>学校の実態により、次に掲げる文書（以下「懸案事項文書」という。）が加えられる事例もある旨</u>を述べている。 ア <u>当該校と生徒・保護者間、当該校と近隣地域間で懸案となっている事項についての経緯を記したメモ等</u> イ 問題行動等を繰り返すなど、留意しながら指導・観察する必要がある生徒についての特徴や友人関係等を記したメモ等</p> <p>(4) 本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書の作成の必要性について ア 当審査会が実施機関から提示を受けた資料などを基に調査したところによると、本件事務引継ぎが行われた当時の県立〇〇高等学校の状況は、次のとおりであったと認められる。 (ア) 自殺した生徒の遺族は、県立〇〇高等学校及び県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）に対して、本件事故の調査結果に不満を訴え、再調査等の要求を継続して行っていた。 (イ) 県立〇〇高等学校は、県教育委員会教育長に提出した事故報告書のほかに、本件事故の概要や同校が行った調査結果をまとめた文書は何も作成していない。</p>							

イ 上記アの状況からすれば、本件事務引継ぎが行われたのは、本件事故が発生した平成〇年〇月から約〇年半が経過していた時期ではあったものの、本件事故については、実施機関と遺族との間では、依然として懸案となっていたものと考えられる。また、県立〇〇高等学校では、本件事務引継ぎの翌年度においても、自殺した生徒と同学年の生徒が同校に在籍していたことが認められる。そして、前述の実施機関の説明によれば、学校と生徒・保護者間で懸案となっていることがあれば、校長間における事務引継ぎの際に、懸案事項文書が作成されることもあるとされている。

ウ これらのことからすると、本件事務引継ぎに当たり、本件事故に関して、前校長が懸案事項文書を作成することも想定されることから、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書を作成する必要性がなかったとは認められない。

(5) 本件事故に関する引継ぎについて

ア 本件事故に関する引継ぎの内容について改めて実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 懸案事項文書は作成されず、引き継がれることはなかった。

(イ) 現校長は、本件事務引継ぎの際に、口頭で生徒の自殺があったことについては聞いたが、その詳細な内容に関しては、説明を受けていない。

イ また、本件事務引継ぎに当たり、前校長が本件事故に係る懸案事項文書を作成しなかった理由等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 作成しなかった理由について

本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、学校内では話題になることもなかったため、「県立〇〇高等学校の問題ではない」との認識に至っていたため

(イ) 口頭による事務引継ぎの有無について

本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、何らかの動きがあれば、教育庁に報告することになるとの認識を教頭も共有していたため、当然に現校長に伝わるものと思込み、口頭による引継ぎを改めてしていない可能性はある。このことは、関係者には周知の事実であり、現校長も認識していたとの印象がある。

ウ さらに、本件事故に係る懸案事項文書が存在しない状態で、現校長は、何を基にして本件事故の内容を把握したのかについて説明を求めたところ、実施機関は、「現校長は、県立〇〇高等学校に赴任してから、別件の開示請求があるまでは、本件事故に関する詳しい内容について知らない状況にあり、その後、教頭（本件事故発生時の教務主任）及び事務長から概要を聞いて把握した」旨を述べている。

(6) 上記(5)の実施機関の説明によると、前校長は、本件事務引継ぎ時点において、本件事故を自校の問題であると認識しておらず、現校長への引継ぎの必要性を感じていなかったとの理由から、本件事故に係る懸案事項文書を作成しなかったばかりか、口頭によっても、本件事故の詳細について引継ぎをしていなかったということになる。

しかし、本件事故の重大性及び本件事務引継ぎ当時の状況を踏まえると、実施機関の説明は、直ちに首肯することはできないものである。

(7) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、本件事故に係る懸案事項文書や現校長が前校長から説明を受けた内容を記録した文書の存在は認められなかった。

(8) 以上からすると、県立〇〇高等学校が本件対象文書を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

(9) その他

本件開示請求は、その対象を、県立〇〇高等学校が保有する行政文書に限定していないことから、当審査会が実施機関に対し、教育庁が作成し、又は取得した、本件事故に関する一切の文書の提示を求め、その内容を見分したところ、本件事故に関する校長間の引継ぎの内容が記載された文書は、存在しないことが認められた。

<結論>

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められる。

<付言>

校長間の事務引継ぎの内容については、文書を作成して行うかどうかを含め、一定程度、校長の裁量が認められるものと考えられる。

しかし、本件事務引継ぎが行われた当時の状況をみると、実施機関と自殺した生徒の遺族との間では、依然として本件事故が懸案となっていたことが認められ、また、本件事務引継ぎの翌年度においても、自殺した生徒と同学年の生徒が在籍しており、これら生徒への支援・指導の継続が求められていたものと考えられる。

そして、校長間で行われる事務引継ぎは、前校長がつかさどっていた校務運営に関する事務を現校長に引き渡すに当たり、前任者と後任者との事務執行において統一と調和を図ることを目的として実施されるものと解されることからすると、本件事務引継ぎの目的を果たすためには、本件事故に係る懸案事項文書等を作成することにより、本件事故に関する情報を後任の校長に伝える必要があったと認められる。

よって、本件事故に係る懸案事項文書等が作成されなかったことは、本件事務引継ぎを行う上で妥当であったとすることはできない。実施機関においては、今後同様の事態が生じることをないよう、事務の性質、内容に応じた適切な文書作成を行うことを望むものである。